

諮問委員会での審議資料①
(第64回資金管理業務諮問委員会資料7-2)

平成 27 年 12 月 7 日
資金管理センター

特定再資源化預託金等(特預金)の使途に関する優先順位

特預金は、その発生の起源となった事象※1 に鑑み、原則として以下の優先順位に従って活用することとする。

ただし、実施する具体的施策については、効果の妥当性や費用対効果、対応の緊急性も合わせて判断のうえ決定するものとする。

1. すでにリサイクル料金の預託を行った者が活用する自動車リサイクルシステムの安定化または円滑化に寄与する使途
2. すでにリサイクル料金の預託を行った者の ELV 処理に係る資金管理ならびに情報管理、指定再資源化機関の実務業務に要する費用の補填
3. 自動車リサイクル法の施行後あるいは施行前に発生した不法投棄・不適正保管の解消に寄与する使途
4. 今後の ELV 処理に係る資金管理ならびに情報管理、指定再資源化機関の業務の高度化に資する使途
5. 大規模災害(震災・水害等)による番号不明 ELV の処理等に要する費用の補填等
6. 3R の現況等に係る情報共有ならびにそれを基にした3R の高度化に資する使途
7. 今後自動車を所有する者に対する ASR 料金の一定期間の割引に関する使途

※1 平成 26 年度末までの特預金の発生実績(元本のみ)は以下の通り(産構審・中環審合同会議 第 39 回 平成 27 年 4 月 17 日 参考資料 5)

- ①中古車輸出による再資源化預託金等の返還請求が2年間ない場合(自動車リサイクル法 98 条 1 項 1 号)【37 億円】
- ②解体自動車が非認定全部利用に引き渡されASRの処理が不要になった場合(廃車ガラ輸出等)(同条 1 項 2 号)【55 億円】
- ③再利用によりフロン類の破壊が不要となった場合(同条 1 項 3 号)【9 億円】
- ④最後の車検証の交付から 20 年を経過して払渡しが行われなかった場合(同条 1 項 4 号)
- ⑤事故等によりエアバッグ類、フロン類の処理が不要になった場合(同条 1 項 5 号)【58 億円】